



令和8年度(2026年度) 熊本市市民公益活動支援基金

助成申請・審査について



冠基金

「明治安田 私の地元応援基金」



1 助成内容

※9月発行助成事業のご案内とあわせてお読みください。

◆スタートアップ助成

資金面に不安がある、助成申請も初めてなど、設立後間もない団体の取組みを支援するための助成です。

助成対象	助成率
・令和8年4月1日現在で、設立後3年未満の団体が実施する事業（令和5年（2023年）4月2日以降設立のNPO・ボランティア団体等）	<u>10万円を上限に</u> <u>事業費の10/10</u>
・同一団体に対して助成できる年度は、1ヶ年度まで	

◆ステップアップ助成

継続的な市民公益活動に取り組む団体の更なる発展のため、その活動を支援する助成です。

助成対象	助成率
・NPOやボランティア団体等が行う様々な分野における市民公益活動	<u>25万円を上限に</u> <u>事業費の2/3</u>
・同一団体に対して継続して助成できる年度は、3ヶ年度まで	

※ 設立後3年未満の団体も、ステップアップ助成に申し込むことができます。

※ 同一団体において、申請できる助成事業は、上記いずれかの1事業までとします。
(スタートアップ助成とステップアップ助成の併用申請はできません。)



申請には事前に「団体登録」が必要です。NPO法人と同様な活動を行う非営利型一般社団法人も団体登録ができます。詳しくはあいぽーとまでお尋ねください。

2 助成対象事業

別添「令和8年度（2026年度）熊本市市民公益活動支援基金 助成事業のご案内」をご確認ください。

3 申請期間

令和7年（2025年）11月10日（月）から令和7年（2025年）12月9日（火）まで

4 受付時間

午前9時から午後7時まで

※ただし、最終日12月9日（火）は、午後5時までとします。

5 審査について

（1）審査基準

項目	説明	配点
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	10
事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10
発展性	事業の持続性や事業効果が広く波及する見込みがあり、事業の拡大や改善等を行いながら発展していく可能性がある。	10
まちづくりへの ビジョン	本市に対する愛着と「事業を通じてどのような熊本市にしていきたいか」というビジョンを持った、よりよい熊本市づくりを目指す取り組みである。	10

※前項の点数にかかわらず、委員会は、助成金の趣旨等に適さないと判断する事業について、助成金を不採択とする意見を付することができます。

（2）留意事項

次の基準点を満たさない事業は不採択とし、審査の結果が同点の場合は、「まちづくりへのビジョン」の合計点が高い事業を選定するものとします。

- スタートアップ助成事業 満点の50%以上 ($50\text{ 点} \times 7\text{ 人} \times 50\% = 175\text{ 点}$)
- ステップアップ助成事業 満点の50%以上 ($50\text{ 点} \times 7\text{ 人} \times 50\% = 175\text{ 点}$)

6 選考について

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行った審査結果に基づいて、熊本市が助成決定します。

(1) スタートアップ助成

申請書類に対して、**冠寄附者の意見評価（※）**を参考に、運営委員会による審査を行います。

(2) ステップアップ助成

申請書類及び公開プレゼンテーションに対して、**冠寄附者の意見評価（※）**を参考に、運営委員会による審査を行います。公開プレゼンテーション審査は、令和8年（2026年）2月2日（月）に開催予定です。（日時等が確定し次第、申請団体に通知します。）

（※） 熊本市市民公益活動支援助成申請書（様式第8号）の「5事業計画書」に対して、冠寄附者から意見評価をいただきます。意見評価は、公平性に配慮して団体情報は伏せて行い、運営委員会による審査の参考とします。（冠寄附者が採択に関わるものではありません。）

7 申請方法

次の書類をあいぽーと窓口に提出してください。（郵送、メール、FAX等は不可）

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成申請書（様式第8号）
- (2) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- (3) 人件費、報償費、旅費等を定める給与規定等

※申請書類は、下記ホームページ及び熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで配布いたします。（費用計算ができるExcelデータも提供が可能です。）

«あいぽーとホームページ»

https://www.kumamoto-airport.com/city_kumamoto_kouekikatsudou/

8 審査結果

申請団体に対して令和8年（2026年）3月上旬までに採択結果を通知し、令和8年（2026年）4月1日以降に助成決定団体をあいぽーとホームページに掲載します。なお、採否の理由に関する問い合わせは、受付いたしません。

9 その他

- (1) 公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や実績報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
- (2) 助成決定団体は、助成事業報告会に出席していただくほかに、交流会への出席やあいぽーと情報誌等への取材協力をいただくことがあります。
- (3) 事業実施にあたり、助成事業で作成したパンフレット、ポスター等の成果物や団体のホームページには、当基金からの助成を受けていることを掲載してください。

【記載例】冠基金の指名を受けた場合
“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金「 明治安田 私の地元応援基金 」助成事業として実施しています。”

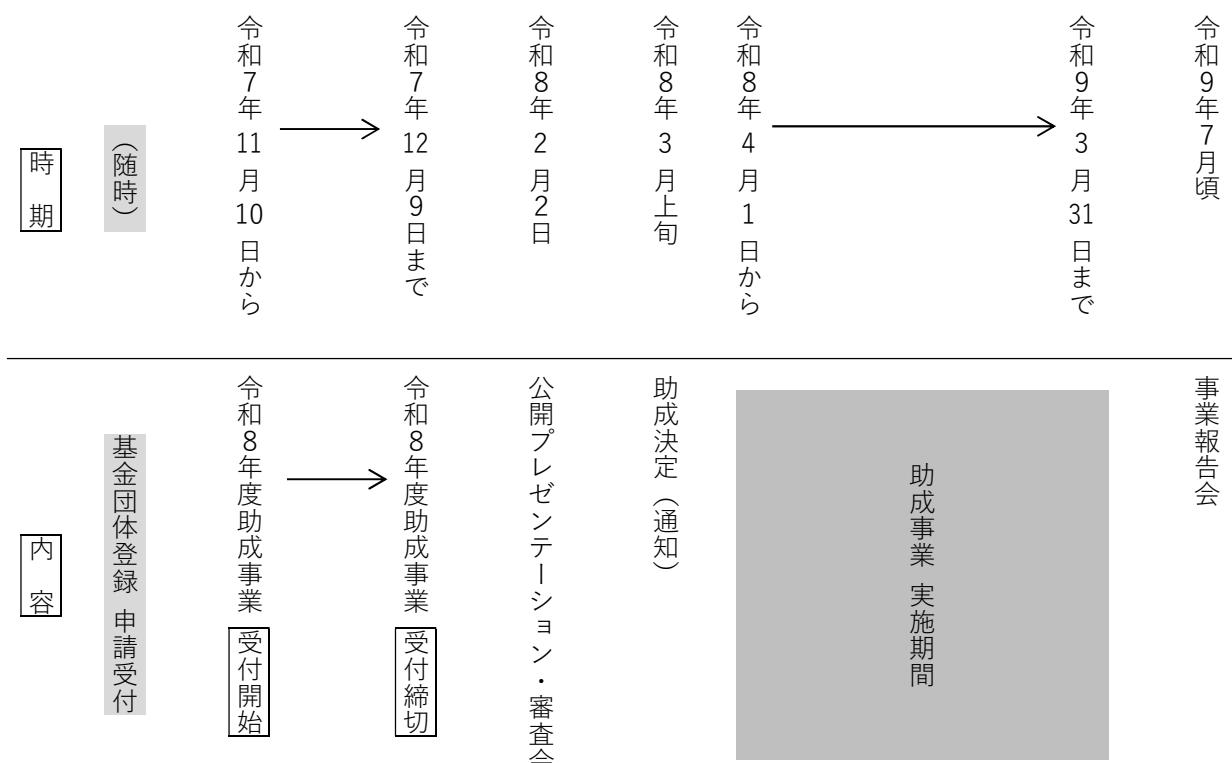
“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金助成事業として実施しています。”

- (4) 委員会の審査にあたっては、費用（購入する用品・謝礼等）が高額である・購入数が多い等、事業内容に大きな影響がある場合は、事業の内容、効果等を考慮して、総合的に審査されます。
- (5) オンラインでの事業実施の可能性がある場合は、申請書に記載してください。その際、オンラインにともなう経費が発生する場合は、必ず購入品（数）等を記載してください。
- (6) 事業計画・実施にあたっては、助成決定後、感染等拡大防止のため、事業実施時の状況により、事業の制限等をお願いすることがあります。
- (7) ステップアップ助成の審査に関する公開プレゼンテーションについて、感染症等の流行状況により、会場への入場人数を制限する場合があります。

10 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づいて適正に取り扱います。

11 令和8年度（2026年度）助成事業のながれ



12 実績報告と精算手続きについて

(1) 助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第15号）、事業収支決算書（様式第16号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、事業終了後2週間以内に提出してください。

! 実績報告書等の最終提出期限は、令和9年（2027年）3月31日です。「事業終了後2週間以内」と「令和9年（2027年）3月31日」のいずれか早い方までに提出してください。

- (2) 助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。助成事業の性質上、年度途中に助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。
- (3) 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは 变更等申請書（様式第13号）を提出してください。
- (4) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。
- (5) 事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

13 助成金の交付取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 不正な手段によって助成を受けたとき
- (2) 助成決定事業以外の経費に流用したとき
- (3) 交付した助成金に余剰金が生じたとき
- (4) 助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき※
- (5) 助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
- (6) 助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、交付決定額がその助成金控除後の当基
金助成額を超えていることが判明したとき
- (7) その他、熊本市が定める要綱に違反した場合

※（4）について、感染症等の影響など、やむを得ない事情による場合であって、事前に協議
・変更申請を行ったものを除きます。

※（6）について、同一事業において、本市以外の助成を受ける場合、申請書にあらかじめ記載
してください。虚偽の申請・報告にあたるときは、控除は行わず、全額返還を求める場合があり
ます。

助成金の返還

- (1) 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成（補助）を不適当
と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じことがあります。この場合
において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金等の受領の日から納付
の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
- (2) 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対
し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがあ
ります。

14 年度別助成額

【一般（個人・企業等）】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5, 232, 612円	2, 420, 605円	3, 237, 500円	5, 322, 600円

【熊本城マラソン】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1, 270, 000円	2, 146, 000円	1, 200, 500円	1, 350, 500円

【寄附金付自動販売機】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
80, 266円	180, 127円	167, 667円	143, 405円

【冠寄附金】令和7年度明治安田生命保険相互会社

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0円	0円	1, 466, 700円	1, 100, 093円

直接寄附をいただいた方やふるさと納税制度を利用された方、熊本城マラソンチャリティランナーの皆様、寄附金付自動販売機を通して多くの方々に支えられ皆様の活動を支援いただいています。

15 助成実績

助成区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
スタートアップ	3件 300,000円	5件 474,848円	4件 353,090円	4件 332,000円
ステップアップ	7件 1,095,787円	5件 931,421円	8件 1,339,176円	11件 1,575,666円
計	10件 1,395,787円	10件 1,406,269円	12件 1,692,266円	15件 1,907,666円

16 社会貢献型自動販売機の設置事業者のご紹介

設置事業者名 (敬称略)	設置台数
株式会社 パスート24	7台
有限会社 石翔	1台
株式会社 オークス熊本	1台
有限会社 オー・エス収集センター	4台
熊本新明産業株式会社	1台
熊本市リサイクル事業センター	1台
株式会社 お菓子の香梅	1台
株式会社 熊本シティエフエム	1台
NPO 法人 スポレク・エイト	3台

17 寄附金付自動販売機の提供事業者のご紹介

提供事業者名 (敬称略)
コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社
サントリービバレッジサービス 株式会社
FV ジャパン 株式会社
株式会社 伊藤園

※提供事業者とは、熊本市市民公益活動支援基金に賛同し、寄附金付自動販売機の設置や寄附額の報告、寄附金の支払等の事務の代行にご協力をいただいている事業者です。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

あいぽーと
ホームページ

